

「人権についての市民意識調査」へのご協力をお願い

人権とは、だれもが生まれながらに持っている幸せに生きる権利です。

名古屋市では、市民の皆さまが、人権についてどのようなお考えやご意見をもっておられるかを 5 年に一度調査しています。

この調査は、満 18 歳以上の市民の皆さまの中から、無作為に 3,000 人を選ばせていただき、ご協力をお願いするものです。

お忙しいこととは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、是非とも率直なご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

【お答えいただくにあたってのお願い】

- 1 お答えいただくのは、この調査票をお送りしたあて名の方ご本人にお願いします。
- 2 お答えいただいた内容は、統計をつくるためだけに使います。また、調査票は無記名で個人が特定されることはありませんので、ご安心ください。
- 3 お答えの中で「その他」を選ばれた場合は、お手数ですが（ ）内に、具体的な内容をご記入ください。
- 4 点字による調査票をご希望の方は、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

【回答方法について】

本アンケートは①郵送回答、②インターネット回答のどちらかでご回答ください。

① 郵送回答

- 1 ご回答は、あてはまる番号に○印をつけるか、具体的な内容をご記入ください。
- 2 ご記入には、鉛筆・ボールペンなど何をお使いいただいても構いません。
- 3 記入が終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**令和 5 年 10 月 31 日（火曜日）**までに郵便ポストに投函してください（切手は不要）。

② インターネット回答

- 1 インターネット回答は、パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれかを用いて、次の URL または二次元コードからアクセスしてください。

(URL) <https://www16.webcas.net/form/pub/libero-style/form01>



- 2 画面の案内に従って、下記の ID、パスワードを入力し、**令和 5 年 10 月 31 日（火曜日）**までにご回答ください。

ID :

パスワード : kaitou

- 3 インターネットでご回答いただいた場合、この調査票の返送は必要ございません。

【お問い合わせ先】

名古屋市役所 スポーツ市民局人権施策推進室

電話 052-972-2583（直通） FAX 052-972-6453

【あなた自身のことについておうかがいします】

A あなたの性別をお聞かせください。

1. 男性
2. 女性
3. その他
4. 答えたくない

B あなたの年齢（令和5年10月1日現在）についてお聞かせください。
（あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。）

1. 18～29歳
2. 30～39歳
3. 40～49歳
4. 50～59歳
5. 60～69歳
6. 70～79歳
7. 80歳以上

C あなたの職業についてお聞かせください。
（あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。）

1. 会社員（フルタイム）
2. 経営者・役員
3. 公務員
4. 教員
5. 自営・自由業
6. アルバイト、パート、派遣社員、契約社員
7. 家事専業
8. 学生
9. 無職（定年退職した方を含む）
10. その他

【人権意識について】

問１ あなたは、今の日本が、基本的人権の尊重されている社会だと思いますか。
(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない
5. わからない

問２ あなたは、これまでの間（おおむね１０年以内またはおおむね１０年以上前）に自分
の人権が侵害されたと思ったことがありますか。(あてはまる番号すべてに○印をつ
けてください。)

1. おおむね１０年以内にある（⇒問３へお進みください。）
2. おおむね１０年以上前にある（⇒問３へお進みください。）
3. ない（⇒問４へお進みください。）

問3 あなたは、どのようなことで自己的人権が侵害されたと思いましたか。差し支えなければお答えください。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口、仲間はずれ、無視、名誉や信用を傷つけられたり、侮辱された
2. 差別待遇（人種・国籍・民族・信条・年齢・性別・性的指向・性自認・社会的身分・門地・障害・疾病等により、不平等または不利益な取扱いをされた）
3. 職場における不当な待遇
4. 役所や医療機関、福祉施設などで不当な扱いを受けた
5. 学校などにおいていじめや体罰など不当な扱いを受けた
6. プライバシーの侵害（他人に知られたくない個人的事項を知られたなど）
7. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメント
8. 暴力・強迫・虐待・強要
9. ストーカー的行為（特定の人にしつこくつきまとわれたことなど）
10. 悪臭・騒音等の公害
11. H I Vや新型コロナウイルス感染症の感染者などにかかわる人権侵害
12. その他の人権問題（)
13. 答えたくない

問4 あなたは、自己的人権が侵害されたと思った時、どちらに相談されますか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 友人、同僚、上司
2. 家族、親戚
3. 弁護士
4. 法務局や人権擁護委員
5. 市（区）の相談窓口
6. 警察
7. 人権擁護団体
8. その他（具体的に：)
9. どこにも相談しない
10. わからない

【女性の人権について】

問5 あなたが、女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 性別による固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」など）が存在すること
2. 労働において、性別により職種を限定したり、待遇に差があったりすること
3. 配偶者や交際相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）
4. 強姦性交・強姦わいせつなどの性犯罪や売買春
5. 職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント
6. 内容に関係なく、女性の水着姿や裸体などを用いた広告物の掲出
7. 「令夫人」、「〇〇女史」のように女性にだけ用いられる言葉の使用
8. 障害のある女性や、被差別部落・同和地区出身の女性、外国人女性などに対する複合的な差別（女性であり、かつ、障害のある場合など、複合的な要因が重なりあったさまざまな差別）
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

【子どもの人権について】

問6 あなたが、子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 子どもへの暴力や暴言、育児放棄などの虐待があること
2. 子どもの間で、仲間はずれや無視、暴力をふるうなどのいじめがあること
3. 子どもへの性的な行為などの暴力があること
4. インターネットを使つてのいじめがあること
5. 暴力や犯罪、性にかかわる問題（児童ポルノ）など、子どもにとって有害な情報が氾濫していること
6. 学校や就職先などの進路の選択にあたって、大人がその意見を無視したり、大人の考えを押し付けたりすること
7. 男の子らしさ、女の子らしさを求められること
8. 年齢や発達に応じた、学び、遊び及び休息をすることができないなど、生活にゆとりがないこと
9. 自分の考えや表現、生き方などについて、個人としての人格や価値が尊重されないこと
10. その他（具体的に： _____）
11. 特にない
12. わからない

【高齢者の人権について】

問7 あなたが、高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 経済的に自立していくことが困難なこと
2. 能力や経験を発揮する機会が少ないこと
3. 詐欺や悪質商法の被害を受けること
4. 嫌がらせや虐待・暴力を受けること
5. 病院や老人ホーム等の施設での看護や介護における処遇が不適切であること
6. 意見や行動が無視されたり尊重されなかったりすること
7. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便や支障があること
8. 住宅を容易に借りることができない場合があること
9. 保健・医療・福祉・介護などの制度を利用するにあたって、負担などが重く感じられること
10. 家庭内や地域社会で孤立した状態におかれること
11. その他（具体的に： _____）
12. 特にない
13. わからない

【障害者の人権について】

問8 あなたが、障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 就職・職場で不利な扱いを受けること
2. 経済的に自立していくことが困難なこと
3. 詐欺や悪質商法の被害を受けること
4. 道路の段差や建物の階段など外出先で不便や支障があること
5. 病院や福祉施設等での看護や介護における処遇が不適切であること
6. 住宅を容易に借りることができない場合があること
7. スポーツ・文化活動や地域活動の参加に支障があること
8. 障害の内容・程度に応じた手法で情報を伝える配慮が足りないこと
9. 差別的言動や嫌がらせ、虐待・暴力を受けること
10. じろじろ見られたり、避けられたりすること
11. 交流や交際など日常生活における不利な扱いを受けること
12. 結婚・出産・育児で周囲から反対されること
13. その他（具体的に： _____）
14. 特にない
15. わからない

【部落差別（同和問題）について】

問9 あなたは、日本の社会に「被差別部落」や「同和地区」とよばれるところがあり、その出身であることや、そこに住んでいるというだけの理由で差別される人権問題を知っていますか。（あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。）

1. よく知っている
2. 少しは知っている
3. 聞いたことがある
4. まったく知らない

問10 あなたが、部落差別（同和問題）に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 結婚問題で周囲から反対されること
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 交流や交際など日常生活における不利な扱いを受けること
4. 差別的な発言や落書きがあること
5. 結婚や就職などに際しての身元調査が行われること
6. インターネットを利用した誹謗中傷や差別的な情報の掲載があること
7. 住居を選ぶとき被差別部落・同和地区を含む学区、町内を避けること
8. その他（具体的に： _____）
9. 特にない
10. わからない

【外国人の人権について】

問 11 あなたが、外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

1. 住宅を容易に借りることができない場合があること
2. 保健・医療・防災・教育などの生活に必要な情報が十分に手に入れないこと
3. 民間企業等への就職や仕事の内容・待遇などで不利な扱いを受けること
4. 公的機関への就職や仕事の内容・待遇などで不利な扱いを受けること
5. 交流や交際など日常生活における不利な扱いを受けること
6. 結婚問題で周囲から反対されること
7. ヘイトスピーチ（※）などを受けること
8. 駅や公共交通機関、文化・スポーツ施設、ショッピング施設などで外国語表示が不十分で、不便や支障があること
9. 地域住民や地域社会の受入体制が十分整っていないこと
10. 日本人と同等のサービス（医療、福祉、教育など）が受けられないこと
11. その他（具体的に： _____）
12. 特にない
13. わからない

※ヘイトスピーチ…一般に、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動

問 12 あなたは、ヘイトスピーチについてどう思いますか。(あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。)

1. 許されないことで、絶対にやめるべきだと思う
2. よくないことだと思う
3. 特に何も思わない
4. 共感するところがある
5. その他（具体的に： _____）
6. わからない

【性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）について】

問 13 あなたが、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 就職・職場で不利な扱いを受けること
2. 経済的に自立していくことが困難なこと
3. 病院や福祉施設等での看護や介護における処遇が不適切であること
4. 住宅を容易に借りることができない場合があること
5. スポーツ・文化活動や地域活動の参加に支障があること
6. セクシュアリティを明かせないことで精神的負担を被ること
7. テレビやインターネットの中で笑いの素材とされること
8. 学校や職場などでいじめやからかいにあう可能性があること
9. じろじろ見られたり、避けられたりすること
10. 交流や交際など日常生活における不利な扱いを受けること
11. 異性との交際や結婚を強いられること
12. トイレ・更衣室など男女区別のある設備が利用しづらいこと
13. 性的少数者のカップルが結婚できる制度がないなど、法整備が十分でないこと
14. その他（具体的に： _____）
15. 特にない
16. わからない

【インターネットによる人権侵害について】

問 14 あなたが、インターネットに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 他人を誹謗中傷する表現、差別を助長する表現や誤った情報の掲載など、人権を侵害する情報が掲載されること
2. 捜査の対象となっている未成年の実名や顔写真が掲載されること
3. SNS（※）が犯罪を誘発する場として利用されていること
4. わいせつな画像などが掲載されていること
5. 個人情報の流出等の問題が多く発生していること
6. 本人の了承なく、プライバシーに関する情報を掲載されること
7. インターネット上で人権侵害を受けた人のための相談・支援体制が十分でないこと
8. 人権侵害する情報の発信者に対する監視や取締りが十分でないこと
9. その他（具体的に： _____）
10. 特にない
11. わからない

※ SNS…ソーシャル・ネットワークキング・サービス。利用者同士がインターネットを介して交流できるサービス。

【さまざまな人権について】

問 15 問 5～14 の各分野（女性・子ども・高齢者・障害者・部落差別（同和問題）・外国人・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）・インターネット）以外にも、人権にかかわる様々な問題がありますが、あなたは次のどのような人権問題に関心がありますか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 自殺者やその遺族にかかわる人権問題
2. ホームレスにかかわる人権問題
3. HIVや新型コロナウイルス感染症の感染者などにかかわる人権問題
4. ハンセン病患者や元患者にかかわる人権問題
5. 犯罪被害者やその家族にかかわる人権問題
6. アイヌの人々にかかわる人権問題
7. 北朝鮮拉致被害者等にかかわる人権問題
8. 職場における人権問題（不当な待遇やパワー・ハラスメントなど）
9. その他の人権問題（ ）
10. 特にない
11. わからない

【人権問題への取り組みについて】

問 16 あなたは、問 5～15 の各分野（女性・子ども・高齢者・障害者・部落差別（同和問題）・外国人・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）・インターネット・さまざまな人権）の人権問題を解決し、人権尊重の社会を実現するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 人権尊重意識を高めるための啓発活動の充実
2. 人権問題に対する相談・支援体制の充実
3. 不合理な差別や格差を解消、是正するための制度の改善や施策の充実
4. 人権侵害に対する法的規制や救済・支援策の強化
5. 人権に関する条例の整備
6. 学校における人権教育の充実
7. 地域社会における人権学習や交流・連携
8. 企業などにおける人権尊重意識を高める取り組み
9. 人権にかかわりの深い職業に従事する人の人権意識の向上（公職者、公務員、教員、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者、インターネット業界関係者など）
10. 一人ひとりの人権尊重意識を高める努力
11. その他（具体的に： ）
12. 特にない
13. わからない

【名古屋市の取り組みについて】

問 17 あなたは、現在、名古屋市が行っている次のような人権に関する教育・啓発をご存じですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）での講演会・映画会の開催
2. 各区役所での人権に関する教育・啓発事業
3. 生涯学習センターやイーブルなごやなどでの講座の開催
4. 新聞・雑誌などへの啓発記事の掲載
5. 広報なごやへの啓発記事の掲載
6. 市のウェブサイトなどへの啓発記事の掲載
7. SNSでの啓発記事の情報発信
8. テレビ・ラジオでの啓発番組やCM放送
9. 啓発冊子やパンフレットの作成・配布
10. 地下鉄の駅や車内・公共施設等への啓発ポスターなどの掲出
11. 垂れ幕、立看板の設置、大型ディスプレイなどを活用した啓発
12. 啓発DVD・ビデオ・図書などの貸し出し
13. その他（具体的に： _____）
14. 知らない

【効果的な啓発活動について】

問 18 あなたが、人権尊重の理解を深めるために、特に効果的であると思われる教育・啓発は何ですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 講演会・映画会や講座などの開催
2. 啓発イベント、キャンペーンなどの開催
3. なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）などの市民利用施設の利用促進
4. 新聞・雑誌などへの啓発記事の掲載
5. 広報なごやへの啓発記事の掲載
6. 市のウェブサイトなどへの啓発記事の掲載
7. SNSでの啓発記事の情報発信
8. テレビ・ラジオでの啓発番組やCM放送
9. 啓発冊子やパンフレットの作成・配布
10. 地下鉄の駅や車内・公共施設等への啓発ポスターなどの掲出
11. 垂れ幕、立看板の設置、大型ディスプレイなどを活用した啓発
12. 啓発DVD・ビデオ・図書などの貸し出し
13. 企業、市民団体などにおける人権教育
14. 学校などにおける人権教育
15. その他（具体的に： _____）
16. 特にない
17. わからない

【今後の行政の取り組みについて】

問 19 あなたは、人権教育・啓発について、名古屋市が行政として今後どのようなことに特に力をいれるとよいと思いますか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. イベントや常設・企画展示
2. 人権相談窓口の運営
3. 相談に対応するスタッフの養成や研修講師の紹介
4. 啓発冊子やパンフレットの配布や視聴覚教材等の貸し出し
5. 啓発動画等の作成
6. アンケートなどの各種意識調査やニーズの把握
7. 企業、市民団体等からの相談や、交流・連携に対する支援
8. 人権問題の解消に向けて取り組むボランティア団体等が交流できる場の提供
9. 学校教育における人権学習の取り組み
10. 生涯学習における人権教育の取り組み
11. 社会でのさまざまな活動やボランティア活動の支援
12. 職員・公職者・審議会委員等に対する啓発
13. その他（具体的に： _____）
14. 特にない
15. わからない

【市民一人ひとりが心がけることについて】

問 20 あなたは、市民相互の間で人権が尊重されるために、特に市民一人ひとりが心がけたり、大切にすべきことは何だと思いますか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

1. 人権に関する正しい知識を身につけること
2. 非合理的な因習や風習、誤った固定観念にとらわれないこと
3. 自分の権利だけでなく、他人の権利も尊重すること
4. 人権について、相手の立場に立って考える力を身につけること
5. 自分が生活している地域社会やその人間関係を大切にすること
6. その他（具体的に： _____）
7. 特にない
8. わからない

【人権について】

問 21 あなたが日頃、「人権」についてお考えのことや、お気づきのことなどについて、何でも結構ですのでお気軽にお聞かせください。

質問は以上です。お手数ですが、回答もれや○印のつけ忘れなどが無いよう、もう一度お確かめください。

この調査票は同封の封筒にに入れて、10月31日（火曜日）までにご返送ください。

（切手は不要です。）

インターネット回答の場合、この調査票のご返送は不要です。

最後までご協力いただき、ありがとうございました。